

構造改革特別区域計画認定申請書

平成15年4月1日

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 殿

徳島県海部町
海部町長 濱 皓 三

構造改革特別区域法第4条第1項の規定及び法附則第3条に規定する措置に
基づき、構造改革特別区域計画の認定を申請します。

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

海 部 町

2 構造改革特別区域の名称

海部町ふるさと教員制度特区

3 構造改革特別区域の範囲

海部町の全域

4 構造改革特別区域の特性

海部町には小学校が2校・中学校が1校あり、平成14年4月1日現在、小学校の児童数は130人、中学校の生徒数は97人の小規模校である。また、海部町の人口は平成15年1月1日現在2,695人、高齢者率34.4%の少子・高齢化の進む過疎の町である。

本町を取り巻く社会経済情勢はかつてないほど厳しい状況にあり、財政的制約が高まる中で地方分権型社会の構築が現実のものとなっている。

市町村合併の推進という大きな流れの中で、行財政改革を含めた効率的な行財政運営と豊かな自然環境との調和のもとでの、創意工夫に満ちたまちづくりを推進することが今求められています。

教育においても、第16期中央教育審議会での今後の教育の在り方については、ゆとりの中で子どもたちに生きる力を育むことが重要視されており、生きる力は学校・家庭・地域社会が相互に連携し、社会全体の教育力で育ていくものとされています。

海部町には、オオウナギ・源氏ホタル・ハッチョウトンボ・ヤッコソウ・ツチトリモチ・モモイロカンアオイなどの貴重な動植物が生息しているほか海・山・川の豊かな自然があり、県下で本町だけとなった大敷網に代表されるような漁業の営みも本町の特色のひとつと言えます。本町の産業人口は漁業3分の1・商業3分の1・農業3分の1となっている。

本町の小学校では、この自然いっぱいの地域をひとつの教室とみなし、これらをうまく教材化することによって、豊かな心や自ら学ぶ力を育成するとともに、生きる力を育てる教育を実施しています。

5 構造改革特別区域計画の意義

これまでの教育は知育偏重と指摘され、教育の今日的課題として不登校やいじめ問題が後を絶たず、子どもの健全な成長を阻害しています。

また、社会の急激な変化に伴い、従来の教育観・子ども観は大幅な見直しを余儀なくされており、これからの学校教育に求められるものは、子ども自身が自ら学ぶことのできる力と、心豊かに生きることのできる力の基礎を養うことです。豊かな心は豊かな体験を通して養われる部分が大きく、本来人間は、自然の中で生きて働くものであり、自由な環境のもとで自己をのばし個性を伸ばすものです。

子どもたちを自然の中でより伸び伸びと活動させる必要があり、自然体験をはじめ様々な体験を通して、豊かな心をもった子どもに成長してもらいたいと願っています。これらのことは学校だけで取り組めるものではなく、学校・家庭・地域社会の連携が重要となってきます。

地域に根をおろし、アンテナを高くして、地域にパイプを張り巡らしながら、学校教育に携わる教員が必要ですが、海部町のような小規模校の県費負担教職員組織では、教員数の面からも多大な困難が伴います。また、現在の教職員制度には定期的な人事異動があり、継続的に定着した研究・実践・指導には多くの困難が伴うということになります。

こういった状況の中、海部町では、平成6年度より海部東・海部西両小学校において、教員免許状を持った者を町の職員として雇用し、助教員として学校現場に出向させ『ふるさと教員』として9年間、ふるさと学習・地域学習を中心に活動してきました。

地域社会と密接に結ばれた教員を学校現場に配置し、体験的学習を中心とした海部町独自の特色ある学校づくりを目指してきました。

ふるさと海部に根ざした学習を取り入れ、自分で課題を見つけ・自分で調べ・自分で解決することのできる子どもを育てることにより、ふるさとをより理解し、ふるさとに愛着や誇りを持つ子どもに育つことができます。

しかし、現行制度の町費負担教職員（ふるさと教員）では、ティーム・ティーチングの推進と司書としての読書活動の活性化など、限られた範囲でしか活動できないのが現状です。構造改革特別区域の認定を受けることにより現行制度では実施できない学級担任や教科担任が可能となり、『ふるさと教員』としての限界から、一步踏み出すことができます。

学級担任・教科担任をすることにより、県費負担教職員が目指す子ども像や到達目標と『ふるさと教員』が目指す、こうあってほしいと願う思いや子ども像、そして到達目標の違いなどによる教師間の違和感が解消し、総合的な学習や教科によっては、県費負担教職員よりもより深く、よりきめ細やかに継続的指導が可能となります。

以上のように、構造改革特別区域の認定を受け、『ふるさと教員』が学級担任をできることにより、海部の子どもたちへの様々な教育効果と、教師自身の成長と併せ、今まで以上に海部町独自の教育の展開を目指すことができ

ます。

この教育特区の取り組みが、全国的な構造改革特区へと波及しうる、海部町からの大いなる発信となることが期待できるとともに、今後の教育改革に資するものであると考えます。

6 構造改革特別区域計画の目標

海部町では、「地域の特性を生かし、豊かな心を持ったたくましい子ども、自ら考え生き生きと活動する子ども」の育成を目標に掲げ、地域の中でそれぞれの校区をひとつの教室と見なし、地域に根を下ろし地域にパイプを張り巡らしながら、学校教育に携わる『ふるさと教員制度』を取り入れ「ふるさと学習」に取り組んできました。

この「ふるさと学習」の中心となる教員が『ふるさと教員』であり、ふるさと教員の特性と役割は次のとおりとなっています。

1. 人事異動を常とする県費負担教職員とは異なり、町にしっかりと根を下ろし「我が町の先生＝ふるさと教員」として広く地域社会に根ざした、海部町独自の教育活動を展開することができる。
2. 自然から学び、体験を通した豊かな心を育成するため「ふるさと学習」＝（地域学習・総合的な学習）を展開するとともに、学校・家庭・地域社会との連携、融合を図ることができる。
3. これまでの具体的な教育活動事例として
 - (1) 地域の教育力の向上を図り、開かれた学校づくりを進める
 - (2) ふるさと学習（地域学習・総合的な学習）を推進する
 - (3) ティーム・ティーチングを推進する
 - (4) 読書活動の活性化に寄与する

以上のように、地域に根ざした特色ある教育活動を展開してきましたが、助教員として学校現場に派遣され、現行制度の中で教科担任・学級担任ができない『ふるさと教員』には次のような問題点があります。

ひとつには、学級担任ができないことにより県費負担教員とのティーム・ティーチングでしか授業展開ができないため、地域教材を題材にした「ふるさと学習」において、ふるさと教員が目指している到達目標と、県費負担教員が目指す到達目標に差が生じ、ふるさと教員として子どもたちに対する指導にジレンマが常にあります。

ふたつには、学級担任をすることによって得られる学級経営の喜びや、学級担任でしか得ることのできない、子どもたちの成長に対する喜びを感じることも少なく、子どもと教師との関わりにおいて、あるべき教師像にも限界があります。

三つには、1年間を通じて一人ひとりの子どもたちとの関わりは、極端にはふるさと学習のみであり、子どもたちへの結果責任についてもふるさと学習の中だけであり、子どもたちとともに喜びや悲しみを共有し、お互いが成

長しながら、育ちあうには現行制度では無理があります。

また、現在、海部西小学校は複式学級であり、こういった状況が今後10年間は続くことが予想されています。ふるさと教員が学級担任できることにより、長年の課題であった複式学級の解消にもつながります。

構造改革特別区域の認定を受けることにより、ふるさと教員が県費負担教員と全く同等の立場で授業を展開する制度が整い、学級担任としてふるさと学習・地域学習や総合的な学習を中心に据えた学級経営と、継続した取り組みや指導が可能になり、前述した課題を克服することができ、むしろ、県費負担教職員による学級担任よりも、素晴らしい取り組みができると思います。

これまでは、子どもたちの知識だけであった地域理解は、体験をとおして生きた理解へと変わり、今は、自然や文化、歴史に対する様々な「気づき」へと高まってきている。

この「気づき」をさらに一步踏み込んだ「行動」へと導き、海部町が目指す子ども像へと到達させることができます。

『ふるさと教員』がこれまでの9年間で培ってきた、ふるさとを見つめる教育を、学級担任として学級経営の中に生かし、地域の素材を教材化・資料化するとともに、子どもと一体となって活動すること。さらには、地域の教育力を掘り起こしながら、家庭・学校・地域社会の三者のキーマンとなり、町内にヒューマンネットワークを構築し、地域の人材（マンパワー）を活用しつつ、郷土の人としての自覚やものの見方・考え方を育む（文化や伝統の尊重と国際理解の推進）教育の推進など、『ふるさと教員』が学級担任をしながら「ふるさと学習」を展開することは、海部町構造改革特別区域計画の大きな目標であり、海部町独自の教育を展開するうえで、欠くことのできない制度であります。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

『ふるさと教員制度』・「ふるさと学習」は学校教育の充実と・社会教育の推進・教育行政への寄与を意図しており、今日まで、教育面で様々な効果をあげていますし、今後についても大いに期待されますが、あくまでも教育であり、経済的効果について意図するものではありません。

なお、社会的・教育的効果については以下に考えられます。

ア．社会的・教育的効果

1．学校教育における効果

子どもたちの「自ら考え自ら行動する力」の育成

教師と子どもが自分の住んでいる地域を見つめ直し、地域をよく知り、地域の人材に詳しい教員が、「地域の教育力」を生かした授業を展開することにより、子どもたちの「自ら考え自ら行動する力」の育成につながります。

人事異動により、海部町に初めて赴任した県費負担教員に対する、ふるさと学習・地域学習の生きた伝達講習の実施

他町村あるいは他都市から海部町への赴任教員にとって、地域を知らない・地域がわからないため、年度当初から地域を題材にした学習を展開することは不可能です。ふるさと教員が県費負担教職員への講習や実技指導を兼ねて、ふるさと学習を展開することで、海部町が目指す子ども像や地域の実態、地域の文化について理解を高めることができる。

2. 社会教育における効果

「生きがいづくり」の創設

高齢者率34.4%と3人に1人が65歳以上という海部町において、高齢者の生涯学習も大きな課題のひとつです。本町のふるさと学習においては、高齢者の方々が持っている知識や技術を、子どもたちへ伝授する機会を作ることによって、高齢者の生きがいづくりを創設するとともに、開かれた学校づくりにもつながります。

地域に根をおろし、アンテナを高くして地域にパイプを張り巡らし、ヒューマンネットワークを構築しながら、様々な地域の教育力を持った人材を数多く把握している、ふるさと教員の存在がここで生かされてきます。

学校週5日制への対応

学校完全週5日制が始まった今、地域に帰された家族のいない子どもたちは、屋外で元気に遊ぶことは少なく、ほとんどがテレビゲームなどを行っているのが現状です。2名のふるさと教員が交代で、第2・第4土曜日の午前中を利用して、希望者を対象に地域学習を展開しており、地域に帰された子どもたちにとって、ふるさと教員はここでも大きな存在になってきます。

8 特定事業の名称

市町村費負担教職員任用事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

1. ふるさと博士のさらなる掘り起こしと町の活性化並びに学校開放

ふるさと教員制度導入後9年が経過し、町内のふるさと博士は100名を超え、人口2,600人の4人に1人の割合で、地域の人々が子どもたちの学習に携わっていただいていることになる。このことは、地域と学校の結びつきが大きくなっていることであり、学校開放へと進んでいることを示している。また、さらなるふるさと博士の掘り起こしは、地域全体の活性化へと

つながることになる。

2．生涯学習への発展

公民館活動で実施されている生涯学習はともかく、小学校2校で実施している「ふるさと博士」による「ふるさと学習」も、れっきとした生涯学習と考えます。

学校に招かれるふるさと博士は、子どもたちにわかりやすく伝えるため、また安全に活動するために、事前準備に思考を巡らせながら自らも実践している。このことは、継続的に郷土資料に目をおしたり、技術の伝達方法に対する自己研鑽の場となっているものと考えます。

3．継続的な『ふるさと教員』の学校現場への派遣

海部町において定着し、学校をはじめ地域、保護者から歓迎されている『ふるさと教員』の学校現場での活動は、今後も継続的に『ふるさと教員』を学校現場に派遣することによって、他町村では実施困難な子どもたちの体験学習の確保と、豊かな人間性の育成に寄与していけるものと考えます。

そのため、現在2名の『ふるさと教員』が次のステップ（社会教育分野への転出）へと展開したとき、新たな『ふるさと教員』を雇用し、学校現場へ派遣することが必須となりますが、その計画のもと実施しています。

別紙

1 特定事業の名称

番 号 8 1 0
特定事業の名称 市町村費負担教職員任用事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

海部町教育委員会

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定の日

4 特定事業の内容

- | | |
|------------|--|
| 1. 事業の主体 | 海部町教育委員会 |
| 2. 事業の区域 | 海部町立海部東小学校及び海部西小学校並びに海部中学校 |
| 3. 事業の実施期間 | 構造改革特別区域計画認定の日 |
| 4. 事業の内容 | ふるさと教員を中心としたふるさと学習
ふるさと教員による学級担任・教科担任 |

5 当該規制の特例措置の内容

(ふるさと教員導入の経緯について)

1. 海部町のような小規模校では教職員数も限られており、県費負担教職員による地域に密着した特色ある学校づくり、特色ある教育を実施しようとするには無理があります。
2. 地域に根ざした特色ある教育を実施しようとするれば、まず最初にその地域を知ることが第1であるとともに、その教育の中心となる教員が必要です。
3. 県費負担教職員には、定期的な人事異動があり継続的な、また定着した実践・研究・指導が困難であり、地域に出て行って地域に密着した教育を展開する時間的余裕はありません。
4. 海部町には、周辺地域と比べ、まだまだ貴重な動植物をはじめ、豊かな自然環境が残されており、様々な動植物の生命を育てている。その動植物の中には、国・県指定の天然記念物をはじめ、世界的に貴重な分布を示しているものもあり、これからも保護していく必要がある。こういった、地域の宝物の保存・継承・指導は地域に根ざした教員でなければ

継続的な指導ができません。

5. 海部町は、周辺地域と比べ、高齢化の進度は速く、平成15年1月1日現在の高齢化率は、34.4%に達している。こういった、過疎化・少子高齢化の町に活気を与える一方策として、生涯学習社会の確立が考えられます。子どもと地域とを結び、高齢者（ふるさと博士）の持つ様々な知識や技術を伝授する機会を確保することが、子どもたちの心を耕す一方で、高齢者にとっての生きがいの場の確保となっています。

6. 今からちょうど10年前、知育偏重の社会の流れの中で、海部町の子どもたちにもその影響が、いじめ・不登校・校内暴力という「学校の乱れ」という形で現れていました。

この学校の乱れに対し、海部町教育委員会では、豊かな心は豊かな体験をとおして得られるものとの考えのもと、子どもたちに不足している体験学習の機会を学校教育を中心とした、教育活動全般で展開することで、子どもたちの心を耕し、豊かな心を持った人間性の育成を促すことができるのではないかと考えた。そのためには、学校現場において継続的に体験活動をコーディネートできる人材の必要性が強く求められ、体験学習の専門教員『ふるさと教員』の導入に踏み切った。

以来、9年を経過したが、その後全くと言っていいほど学校の乱れはなく、わずか100人足らずの小規模校の中学校が、特にスポーツ分野（野球・駅伝・卓球）において、四国大会をはじめ全国大会に出場するなど、県内中学校のトップレベルを維持する学校となり、県下にその名をとどろかせ、称賛と感動をもって注目されている学校のひとつになっています。

7. 海部町においては、平成6年度より海部東・西両小学校において『ふるさと教員』（ふるさと教員制度）として雇用した、2名の市町村費負担教職員が、特色ある学校づくりの一環としてふるさと学習を担当し活動している。この、ふるさと教員制度（ふるさと学習）は、平成11年度ふるさとづくり賞において大変高い評価を得て、ふるさとづくり大賞（内閣総理大臣賞）をいただいた。

8. 本町のふるさと教員制度はその意義と役割において、高い評価を得ており、岡山県和気町でも平成13年度より、ふるさと教員制度として5名の町職員を雇用し、町内小学校5校でふるさと学習を実施している。

この市町村費負担教職員任用事業（ふるさと教員制度）で、特区を設置することにより、将来的には全国的な構造改革へと波及しうる、ひとつの大きな取り組みであると考えます。

（現状で足りない部分）

9. 『ふるさと教員制度』導入以来、学校現場をはじめ社会教育分野においても、様々な体験活動の実施が可能となり、海部町の子どもたちに豊かな体験活動の機会を提供してきた。その成果が端的に表れたのが、学校の乱れの解消とスポーツ分野におけるめざましい活躍である。

しかし、海部町の教育目標である、「地域の特性を生かし、豊かな心を持ったたくましい子ども、自ら考え生き生きと活動する子ども」の育成にはまだまだ到達できていないと考えます。

現状を冷静に省みますと「地域の特性を生かし」・「豊かな心を持った子ども」の目標にはほぼ到達したと考えられますが、「たくましい子ども、自ら考え生き生きと活動する子ども」の目標に関してはまだ不十分であると考えます。その教育目標達成のためには、特例措置を受けた市町村費負担教職員『ふるさと教員』の任用による、直接的指導が不可欠であり、その重要性が強く望まれているところです。

- 1 0 . 海部町のような小規模町村においては、特例措置を受け市町村費負担教職員を任用することにより、県費負担教職員の定数（配当）減員分を補うことができ、複式学級の解消にもつながります。
- 1 1 . 上記のような内容を踏まえ、海部町教育委員会においては、記載の特例措置を必要と認め申請します。